	四　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 五　航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。 六　貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。
化学石こう （液状化するおそれのあるもの）	一　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 二　雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。 イ　貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。 ロ　積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。 三　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 五　航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。 六　貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。 七　陸揚げ後、貨物の残渣を洗い流す前に、甲板及び積載場所を十分に清掃すること。
建設土砂 （近海運搬用）	一　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。
高炉系ダスト （液状化するおそれのあるもの）	一　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 二　雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。 イ　貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。 ロ　積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。 三　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 五　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を使用すること。 六　航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。 七　定期的にビルジを吸引すること。 八　貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。

水酸化カルシウム （消石灰）	一　強酸化剤、酸類、アルミニウム及び亜鉛と別の船倉に積載すること。 二　積載場所を清掃すること。 三　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 四　雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。 イ　貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。 ロ　積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。 五　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 七　ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。 イ　清掃すること。 ロ　乾燥させること。 ハ　貨物が流入することのないよう、覆うこと。 八　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を使用すること。 九　航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。 十　貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。
鉄鋼スラッジ （液状化するおそれのあるもの）	一　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 二　雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。 イ　貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。 ロ　積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。 三　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 五　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を使用すること。 六　航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。 七　定期的にビルジを吸引すること。 八　貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。